

アドバイザーースタッフについて

平成22年2月
消費者庁 食品表示課

アドバイザースタッフについて

- さまざまな健康食品が流通する中で、消費者が自分の健康づくりに適した食品や、食生活の状況や健康状態に応じた食品を、安全かつ適切に選択できることが望まれる。
- 健康食品に含まれる成分機能や活用方法について、消費者に適切に情報を提供し、消費者が気軽に相談できる助言者(アドバイザースタッフ)が積極的な役割を果たすことを期待。

アドバイザースタッフ養成の実施主体

アドバイザースタッフの養成は、民間の団体によって実施



- ・NR(栄養情報担当者):(独)国立健康・栄養研究所
- ・健康食品管理士:健康食品管理士協会
- ・食品保健指導士:(社)日本健康・栄養食品協会
- ・サプリメントアドバイザー:日本臨床栄養協会 等

アドバイザースタッフが習得すべき知識

- ① 保健機能食品等の適正な使用方法や摂取方法
- ② 医薬品との相違についての正しい理解
- ③ 栄養強調表示に関する正しい理解
- ④ 保健機能食品等の科学的根拠を理解するための基礎知識
- ⑤ 食品の適切な利用のための健康・栄養に関する知識 等

厚生労働省における検討経緯

- ・H13.2 厚生労働省薬事・食品衛生審議会からの提言
- ・H14.2 保健機能食品等に係るアドバイザースタッフの養成に関する基本的考え方を通知
- ・H20.7 「健康食品」の安全性確保に関する検討会報告書

【参考①】「健康食品」の安全性確保に関する検討会(厚生労働省)報告書の概要

国民の健康に対する関心の高まり等を背景として、これまで一般に飲食に供されることのなかったものや、特殊な形態のもの等、様々な食品が「健康食品」として流通する中で、消費者により安全性の高い製品が供給されるためには、以下のような製造段階から販売段階、健康被害情報の収集・処理にわたる幅広い取組が必要

製造段階における具体的な方策

- (1) 原材料の安全性の確保 (文献検索を実施、食経験が不十分なときは毒性試験を実施)
- (2) 製造工程管理(GMP)による安全性の確保 (全工程における製造管理・品質管理)
- (3) 上記の実効性の確保 (第三者認証制度の導入)

健康被害情報の収集及び処理体制の強化

- 因果関係が明確でない場合等も含め、より積極的に情報を収集
* 医師を対象として「健康食品」の現状や過去の健康被害事例等について情報提供

消費者に対する普及啓発

- (1) 製造事業者による適切な摂取目安量や注意喚起表示
- (2) アドバイザリースタッフの養成課程や活動の在り方について一定の水準を確保

【参考②】消費者に対する普及啓発(「健康食品」の安全性確保に関する検討会報告より)

「健康食品」に関する誤った情報や過大な期待が見られる中で、健康食品の安全性確保や「健康食品」一般に関する正しい知識の普及啓発に努めることが重要

製造事業者による安全性に関する情報収集

- ・製品の原材料の安全性確保や製造工程管理の適切さに関する情報提供
- ・成分表示や摂取目安量、注意喚起表示の適正化

「健康食品」一般に関する知識の普及啓発

- ・「健康食品」に含まれる成分の特徴、その必要性、使用目的、摂取方法等について正しく情報提供できるよう、アドバイザースタッフの養成課程や活動のあり方に関し一定の水準を確保できるよう取組を進める。